

# 平成 24 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成 24 年 9 月 12 日  
福岡市人事委員会

## 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引下げ～

- 市職員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△1,100円、△0.27%)  
この較差を解消するため、給料表を引き下げるとともに、自宅居住者に対する住居手当を500円引下げ(8,500円→8,000円)
- 勤勉手当の引下げ(△0.05月分)  
(ボーナスの年間支給月数 4.00月→3.95月)
- 平均年間給与は△3万8千円(△0.58%)の引下げ[4年連続引下げ]

## 1 市職員と民間従業員の給与比較

- ・ 調査対象事業所：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所
- ・ 調査事業所数：820事業所の中から無作為に抽出した177事業所

### (1) 月例給について

- ・ 市職員給与と民間給与の4月分支給額を調査した結果、市職員給与が民間給与を1,100円(0.27%)上回った。

(参考) 人事院

民間給与	市職員給与(行政職)	較差	
413,164円	414,264円※1	△1,100円(△0.27%)	△273円(△0.07%) ※2

※1 行政職給料表適用職員の平均年齢42.4歳、平均勤続年数19.7年

※2 人事院の較差は、給与減額支給措置による減額前の額に基づく民間との較差である。

(参考)

平成23年の給与較差	△1,577円(△0.37%)	△899円(△0.23%)
------------	-----------------	---------------

### (2) 特別給(ボーナス)について

- ・ 民間従業員に対する直近の1年間(昨年8月～本年7月)の賞与等の特別給の支給実績を調査した。
- ・ 市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.00月)が民間従業員の特別給の年間支給割合(3.95月分)を上回った。

(参考) 人事院

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
3.95月	4.00月	3.94月	3.95月(据え置き)

## 2 給与改定に対する基本的考え方

- ・ 本委員会の給与勧告は、民間準拠を基本として行っているものであり、民間給与の動向等を市職員の給与に的確に反映させることが重要であることから、月例給について公民較差相当分引き下げるとともに、特別給について 0.05 月分引き下げる必要がある。

## 3 勧告内容

### (1) 給料

- ・ すべての職務の級の給料月額について、引下げ改定を行うこと。
- ・ 福岡市立高等学校等の教育職員の給料表については、福岡県立高等学校等の教育職員の給料表との均衡を考慮した改定を行うこと。

### (2) 住居手当

- ・ 自宅居住者に対する手当の支給月額を 8,000 円とすること。(8,500 円→8,000 円)

### (3) 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 勤勉手当を 0.05 月分引き下げること。(年間 4.00 月→3.95 月)

(一般の職員の場合の支給月数)

(参考)人事院

	6 月期	12 月期	年間計	年間計
24 年度 期末手当 勤勉手当	1.225 月(支給済み) 0.7 月(支給済み)	1.375 月(現行 1.375 月) <u>0.65 月(現行 0.7 月)</u>	2.6 月 1.35 月	2.6 月 1.35 月
25 年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225 月 <u>0.675 月</u>	1.375 月 <u>0.675 月</u>	2.6 月 1.35 月	2.6 月 1.35 月

### (4) 施行日等（(1)及び(2)の改定）

- ・ **給与改定の施行日**  
改正条例等の公布日の翌月の初日
- ・ **マイナス給与改定に伴う調整措置**  
施行日以後最初に支給される特別給の額において実施

## 4 報告事項

### (1) 自宅居住者に対する住居手当について

- ・ 国は平成 21 年 12 月に既に廃止しており、また、平成 23 年 4 月 1 日現在において全地方公共団体の約 6 割の団体が廃止している状況である。
- ・ 本年の職種別民間給与実態調査の結果については、市内民間事業所における自宅居住者への支給状況は、市内で住宅手当を支給している事業所のうち約 7 割の事業所で当該手当が支給されている一方、市内の全民間事業所に対する割合で見ると約 4 割となっている状況である。
- ・ こうしたことから、本市職員の受給割合等の実情や他の地方公共団体の今後の動向にも留意して、そのあり方について検討を行っていくことが必要である。

## (2) 昇給・昇格制度について

- ・ 本年の人事院勧告においては、昇給制度については、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とすることが必要であり、また、昇格制度については、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減することが必要であるとされた。
- ・ 本市の昇給・昇格制度は、国の制度を基本とした制度となっていることから、本市においても、本年の人事院勧告を踏まえ、今後、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、その制度のあり方について検討を行っていくことが必要である。

## (3) 高齢職員の雇用制度について

- ・ 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図るための措置を講じることが重要な課題となっており、高齢職員の雇用制度について、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら引き続き検討を行っていくことが必要である。

## (4) 職業生活と家庭生活の両立支援について

- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、子育て中の職員に限らずあらゆる職員が豊かに生きるために大切なことであり、その推進は重要な課題である。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、子育て中の職員に限らず、すべての職員の意識改革を進めていくことが必要であることから、今後も引き続き制度の周知・徹底を行い、職場全体で支援していく環境づくりに努めていくことが重要である。

## (5) 時間外勤務の縮減について

- ・ 時間外勤務を縮減することは、職員の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために重要な課題である。
- ・ 任命権者は、今後とも、時間外勤務の縮減に向けた取組の徹底を図っていくことが必要であり、また、管理・監督者は、長時間労働が職員の心身に及ぼす影響を再認識したうえで、職員の効率的な職務遂行を的確にマネジメントしていくことにより、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

## (6) メンタルヘルス対策の推進について

- ・ 心の病による長期病休者数が依然として高い水準にあることを踏まえて平成24年3月に策定された第2次の「福岡市職員心の健康づくり計画」に基づき、取組のさらなる推進を行うことが重要である。
- ・ 管理・監督者は、職場のメンタルヘルスケア推進に重要な役割を担う立場にあるという自覚を持ち、職員が相互に助け合える環境づくりに取り組み、心の病の未然防止・再発防止に努めることが必要である。

## (7) コンプライアンスの推進について

- ・ 市職員による不祥事が連続して発生しており、憂慮すべき状況となっていることから、市民からの信頼回復に向けて不祥事再発防止の取組が強化されているところであるが、今後も、不祥事を起こさない職場風土の形成に努めるなど、引き続きコンプライアンスの向上に取り組むことが必要である。

## 5 参考資料

### (1) 過去の給与較差と特別給の推移

	給与較差		特別給 年間支給月数	
	福岡市(※1)	国(※2)	福岡市	国
H20	△0.01% (△ 26 円)	0.04% ( 136 円)	4.50 月	4.50 月
	0.06% ( 244 円)			
H21	△0.37% (△1,599 円)	△0.22% (△ 863 円)	4.15 月	4.15 月
	△0.31% (△1,330 円)			
H22	△0.34% (△1,463 円)	△0.19% (△ 757 円)	3.95 月	3.95 月
H23	△0.37% (△1,577 円)	△0.23% (△ 899 円)	4.00 月	3.95 月
H24	△0.27% (△1,100 円)	△0.07% (△ 273 円)	3.95 月	3.95 月
		7.67% ( 28,610 円)		

※1 給与較差の福岡市の H20～21 の上段は特例条例による管理職手当の減額前、下段は減額後の較差

※2 給与較差の国の H24 の上段は給与減額支給措置による減額前、下段は減額後の較差

### ○給与比較の方法

<p>413,164円</p> <p><b>民間給与</b></p> <p>&lt;平成24年4月分&gt;</p> <p>給与月額の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給</li> <li>・家族手当</li> <li>・住宅手当</li> <li>・役付手当</li> <li>・その他の手当</li> </ul>	<p>1,100円</p> <p>↑↓</p>	<p>414,264円</p> <p><b>市職員給与</b></p> <p>&lt;平成24年4月分&gt;</p> <p>給与月額の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料</li> <li>・扶養手当</li> <li>・地域手当</li> <li>・住居手当</li> <li>・管理職手当</li> <li>・単身赴任手当(基礎額)</li> </ul>
--	-------------------------	---

### (2) 給与勧告に伴う職員（行政職）の平均年間給与

勧告前	勧告後	増減額
656 万 7 千円	652 万 9 千円	△ 3 万 8 千円 (△0.58%)

※ 行政職給料表適用職員の平均年齢 42.4 歳